ニ　常時閉鎖されている部分の開放は、手動開放装置により行なうものとすること。

ホ　ニの手動開放装置のうち手で操作する部分は、付室内の壁面の床面から〇・八メートル以上一・五メートル以下の高さの位置に設け、かつ、見やすい方法でその使用方法を示す標識を設けること。

二　通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、最上部を直接外気に開放する排煙風道による排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ　排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。

ロ　排煙口は、開口面積を四平方メートル（兼用する場合にあっては、六平方メートル）以上とし、前号ロの例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ハ　排煙口には、前号ホの例により手動開放装置を設けること。

ニ　排煙口は、ハの手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。

ホ　排煙風道は、内部の断面積を六平方メートル（兼用する場合にあっては、九平方メートル）以上とし、鉛直に設けること。

ヘ　給気口は、開口面積を一平方メートル（兼用する場合にあっては、一・五平方メートル）以上とし、付室の床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの二分の一未満の部分をいう。）に設け、かつ、内部の断面積が二平方メートル（兼用する場合にあっては、三平方メートル）以上で直接外気に通ずる給気風道に直結すること。

ト　電源を必要とする排煙設備には、予備電源を設けること。

チ　電源、電気配線及び電線については、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号の規定に適合するものであること。

三　通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、排煙機による排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ　排煙口は、第一号ロの例により設け、かつ、排煙風道に直結すること。

ロ　排煙機は、一秒間につき四立方メートル（兼用する場合にあっては、六平方メートル）以上の空気を排出する能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動するものとすること。

ハ　前号イ、ハ、ニ及びヘからチまでに掲げる基準に適合すること。

四　通常の火災時に生ずる煙を付室から有効に排出できるものとして、令第百二十六条の三第二項に規定する送風機を設けた排煙設備その他の特殊な構造の排煙設備（平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

五　通常の火災時に生ずる煙が付室に流入することを有効に防止することができるものとして、加圧防排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ　付室に設ける給気口その他の排煙設備の部分にあつては、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(1)　給気口その他の排煙設備の煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

(2)　給気口は、次に掲げる基準に適合する構造であること。

(i)　第一号ホの例により手動開放装置を設けること。

(ii)　給気風道に直結すること。

(iii)　開放時に給気に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有するものであること。

(3)　給気風道は、煙を屋内に取り込まない構造であること。

(4)　(2)の給気口には、送風機が設けられていること。

(5)　送風機の構造は、給気口の開放に伴い、自動的に作動するものであること。

ロ　付室は、次の(1)から(5)までに該当する空気逃し口を設けている隣接室（付室と連絡する室のうち階段室以外の室をいう。以下同じ。）又は当該空気逃し口を設けている一般室（隣接室と連絡する室のうち付室以外の室をいう。以下同じ。）と連絡する隣接室と連絡しているものであること。

(1)　イ(2)の給気口の開放に伴つて開放されるものであること。

(2)　次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。

(i)　直接外気に接するものであること。

(ii)　厚さが〇・一五センチメートル以上の鉄板及び厚さが二・五センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造られており、かつ、常時開放されている排煙風道と直結するものであること。

(3)　次の(i)及び(ii)に該当する構造の戸その他これに類するものを設けること。

(i)　(1)の規定により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持すること。ただし、当該空気逃し口に直結する排煙風道が、他の排煙口その他これに類するものに直結する風道と接続しない場合は、この限りでない。

(ii)　開放時に生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造であること。

(4)　不燃材料で造られていること。

(5)　開口面積（平方メートルで表した面積とする。ハ(2)(i)(ロ)において同じ。）が、次の式で定める必要開口面積以上であること。ただし、必要開口面積の値が零以下となる場合は、この限りでない。

$$Ap=\frac{(V\,H-Ve)}{7}$$

この式において、Ap、V、H及びVeは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ap　必要開口面積（単位　平方メートル）

V　付室と隣接室を連絡する開口部（以下「遮煙開口部」という。）を通過する排出風速（単位　一秒間につきメートル）

H　遮煙開口部の開口高さ（単位　メートル）

Ve　当該隣接室又は一般室において当該空気逃し口からの水平距離が三十メートル以下となるように設けられた排煙口のうち、令第百二十六条の三第一項第七号の規定に適合する排煙風道で、かつ、開放されているものに直結する排煙口（不燃材料で造られ、かつ、付室の給気口の開放に伴い自動的に開放されるものに限る。）の排煙機（当該排煙口の開放に伴い自動的に作動するものに限る。）による排出能力（単位　一秒間につき立方メートル）

ハ　遮煙開口部にあっては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1)　遮煙開口部における排出風速（メートル毎秒で表した数値とする。）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに、次の(i)から(iii)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(i)から(iii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i)　隣接室が、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合においては、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は特定防火設備（当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの四分の一以下とする場合に限る。）で区画され、かつ、令第百二十九条第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合

$$V=2.7\sqrt{H}$$